

医療保険・介護保険参事質問事項回答 (令和6年9月21日 参事会配布用)

質問	回答	分類
1	令和6年6月改定より一部の歯冠修復物がクラウン・ブリッジ維持管理料の算定対象外となったが、装着後早期に再治療が必要となった場合、当該補綴物の再製作に係る算定はどのような取扱いになるのか。また、再製作に当たっての期間的な縛りはあるのか。	16歯冠
2	CAD/CAM冠用材料(V)、いわゆるPEEK冠のみが歯冠修復の適用となるケースはどのような場合か。	16歯冠
3	口腔内装置を装着後6ヶ月以内に患者都合により紛失した場合、再製作に係る算定は認められるか。	11歯の 失
4	明らかに歯周病由来と思われる動揺歯に対して、歯周病検査実施前に暫間固定の算定ができるか。また、この場合の傷病名及び摘要欄記載はどのようにすれば良いか。	13歯周 等